

ID: 379

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	駅前交流プラザ「よろーな」条例施行規則 第12条第2項(第16条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成25年規則第5号		
<p>【根拠条文】 (入館者の遵守事項) 第12条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。 (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。 (3) 騒音を発し暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (4) 指定管理者及び係員又は利用者の指示に従うこと。 2 指定管理者は、前項各号のいずれかに違反した者に対して退場を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日